平成２３年（フ）第２９号
相模原市中央区上溝2383番地５　ヴィラ上溝南ウェスト201
債務者　勝見　直樹
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７５９号
新潟市中央区山二ツ１丁目２番６号　桜井マンション406
債務者　石田　　昇
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０８号
新潟県新発田市大手町１丁目１番４号　大手町みどりハイツ４－Ｅ
債務者　勘場瀬　洋
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第５４号
愛知県稲沢市朝府町17番２―610号
債務者　青山　卓巳
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５５号
愛知県稲沢市朝府町17番２―610号
債務者　青山麻由美
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６４号
愛知県一宮市北浦町28番地２　コーポ北浦101号
債務者　浅村　妙子
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２０６３号
京都市左京区岩倉長谷町647番地　長谷団地１―402
債務者　小山　芳万
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号
京都市伏見区桃山南大島町１番地の４　桃山南団地36棟502号
債務者　山中　　茂
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
京都市伏見区桃山南大島町１番地の４　桃山南団地36棟502号
債務者　山中　由美
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
京都市右京区梅津罧原町９番地１　嵐山リバーサイドハイツ104
債務者　谷　　幸子
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
京都府宇治市宇治矢落49番地　レオパレスメゾンラフィーネ104号
債務者　坪根　里志
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
京都府宇治市宇治矢落49番地　レオパレスメゾンラフィーネ104号
債務者　坪根ゆき子（債務発生時の姓髙瀬）
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
京都府八幡市八幡小松43番地の３　９棟902
債務者　髙橋　春行
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
京都府宇治市広野町小根尾113番地　リトルフィールドＡ201号
債務者　小泉　誠一
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
京都府舞鶴市白浜台72番地16
債務者　長瀬　久代
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１５４４号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番12―504号
債務者　インテリア大貿こと　三縄　宜郎
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６９４号
大阪府松原市一津屋３－２－34―106、住民票上の住所大阪府松原市松ケ丘４丁目15番２―402号
債務者　吉元　信智
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係